

	<p>地震や風水害時に、 プラグインハイブリッド自動車を「動く蓄電池」として活用！</p> <p>三菱自動車工業および東日本三菱自動車販売と電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定を締結</p>
<p>と き</p>	<p>1月20日(木)</p>
<p>と ころ</p>	<p>練馬区役所(豊玉北6-12-1)</p>
<p>20日、区は三菱自動車工業株式会社および東日本三菱自動車販売株式会社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結した。</p> <p>協定に基づき、災害時にプラグインハイブリッド自動車の貸与を受け、「動く蓄電池」として避難拠点(小中学校)などの緊急電源に活用する。今後は、避難拠点での訓練や電気自動車等の普及啓発活動の共同実施など連携を強化していく。</p> <p>地震や風水害による停電の際、避難拠点に事前配備されているガソリン発電機に加え、「電気を取り出すことができる自動車」を確保することで、緊急電源の多元化を進める。</p> <p>また、同日、この取組を区民に広く知ってもらうため、区役所本庁舎でプラグインハイブリッド自動車からの電力供給を実演した。</p>	



▲協定締結式の様子

【協定の概要】

- (1) 地震や台風等の災害により大規模な停電が発生した場合、プラグインハイブリッド自動車(ガソリンと電気を燃料とし、電気を取り出すことができる車：アウトランダーPHEV)等(試乗車)を区に貸与
 - ※PHEVは、車載コンセント内蔵のため、外部給電器がなくても給電可能
- (2) 自動車は、区が指定する避難拠点等まで事業者が搬送
- (3) 災害時協力登録車制度(区民ボランティア)の周知協力
- (4) 電気自動車等の普及に関する広報活動への協力(イベント出展等)



▲電力供給の実演の様子

【参考①】災害時協力登録車制度

区民や事業者が所有する電気自動車等を、災害時に避難拠点などの緊急電源として活用する区民ボランティア制度(平成30年創設)。震度6弱以上の地震が発生した際、あらかじめ指定された避難拠点に電気自動車等で参集する。

【参考②】区の電気自動車などの活用状況

区では、低燃費・低公害で環境に配慮した車の導入を推進している(電気自動車10台、燃料電池自動車2台)。平常時は現場対応などの通常業務、災害時は避難拠点などの緊急電源として使用する。避難拠点のうち医療救護所(軽症者の応急処置を行う。全10箇所)と区役所本庁舎には、外部給電器(合計11台)を配備した。

【参考③】「電気自動車等からの電力供給に関する協定」について

平成30年締結の日産自動車、令和2年締結のトヨタモビリティ東京に続き今回が3例目。

【問い合わせ】

練馬区 環境課 環境計画推進係 電話03-5984-4702